

米価下落対策として新たな対策を緊急的に実施します ～ 稲作農業の体質強化緊急対策事業～

米農家が27年産米で資材費低減の取組等を行う
計画書を提出した場合、26年度内に支援します

1 対象作物

平成27年産主食用米

2 対象者

- 農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者
- 集落営農
- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
- 農業者が組織する団体(5戸以上※)

※都道府県農業再生協議会長が特に必要と認める場合にあっては3戸以上



3 支援対象となる取組メニュー

A、B、Cいずれかひとつに対し、支援を受けることができます。

A 肥料・農薬代などの資材費の低減や育苗作業などの労働時間を短縮する取組を以下の①～⑯より2つ以上実施

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 新たな品種導入による作期の分散 | ② 疎植栽培 |
| ③ 乳苗移植栽培 | ④ 無代かき移植栽培 |
| ⑤ 堆肥散布を踏まえた施肥 | ⑥ 土壌分析を踏まえた施肥 |
| ⑦ 生育診断を踏まえた施肥 | ⑧ プール育苗 |
| ⑨ 湯温種子消毒 | ⑩ 流し込み施肥 |
| ⑪ 育苗箱全量施肥 | ⑫ 側条施肥 |
| ⑬ 農薬の苗箱播種同時処理 | ⑭ 農薬の田植え同時処理 |
| ⑮ 地域設定メニューの実施(農林水産省が承認した取組) | |

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上2ha未満	2ha以上
2.0	3.0	1ha単位で 2万円ずつ増

※20ha以上は41万円に固定



B 直播栽培の実施

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上 2ha未満	2ha以上
5. 0	7. 5	1ha単位で 5万円ずつ増



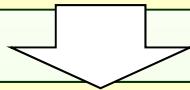
※20ha以上は102.5万円に固定

C 農業機械の共同利用

助成金額(万円)				
7ha未満	7ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上
25. 0	42. 5	62. 5	87. 5	125

4 支援を受けるためには

① 最寄りの地域農業再生協議会に申込書※を提出



② 生産コスト低減計画※を作成し、計画に基づき取組を行うことを約束



③ 地域農業再生協議会から支援



計画書に従って27年産米の生産へ!



※申込書、生産コスト低減計画書は、お近くの地域農業再生協議会にお問い合わせください。以下のホームページでもダウンロードできます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku_kyouka.html

このほか、需要に応じて販売できる環境を整備するため、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

詳細については、生産局穀物課水田農業対策室（☎03-3597-0191）までご連絡ください。